

報告第4号

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越 計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり本議会に報告する。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	その他			
1 資本的支出	1 建設改良費	天神川流域下水道事業幹線管渠更生工事	円 719,253,000	円 590,116,631	円 15,486,951	円 3,000,000	円 8,077,937	円 4,409,014	円 113,649,418	円	天神川流域下水道事業幹線管渠更生工事において、施工箇所の管渠内水位が想定よりも高く、水位低下及びその協議調整に不測の日数を要したことによる。